

# 令和2年度第1回歯科口腔保健審議会(書面開催)

日時 令和2年7月30日(木)～8月6日(木)

## 次 第

### 議 事

- 1 さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理について
  - ・ さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況 資料1
  - ・ さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況(関係団体) 資料2
  - ・ さいたま市歯科口腔保健推進計画目標指標一覧 資料3
  
- 2 障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について
  - ・ 令和2年度障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について 資料4
  - ・ 障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について 資料5

# 歯科口腔保健審議会委員名簿

令和2年7月20日現在

	所 属	氏 名	備考
1	さいたま市歯科医師会 会長	わたなべ ゆたか 渡辺 裕	会長
2	一般社団法人 浦和歯科医師会 会長	つのだ じょうじ 角田 丈治	
3	一般社団法人 大宮歯科医師会 会長	まき じゅんいち 巻 淳一	職務代理
4	一般社団法人 与野歯科医師会 会長	つのだ ひでゆき 角田 英之	
5	さいたま市4医師会連絡協議会 一般社団法人 さいたま市与野医師会 会長	もり たいじろう 森 泰二郎	
6	一般社団法人 大宮医師会 理事 (大宮地域産業保健センター地域運営主幹)	たけいし ようこ 武石 容子	
7	一般社団法人 さいたま市薬剤師会 常務理事	こばやし けんじゅ 小林 憲樹	
8	公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会 会長	おおくぼ きえこ 大久保 喜恵子	
9	明海大学 学長	やすい としかず 安井 利一	
10	埼玉県立大学 教授	なめかわ みちと 滑川 道人	
11	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 理事長	ふなと ひとし 船戸 均	
12	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 在宅サービス課長	おおはし たろう 大橋 太郎	
13	市民公募委員	のじま まさみ 野島 正美	
14	市民公募委員	つかごし かより 塚越 香代里	
15	さいたま市保健所長	にしだ みちひろ 西田 道弘	

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日)

○さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成24年12月27日

条例第93号

人にとって、歯と口腔は、食事や会話など生きていく上で基本的かつ重要な機能を担っており、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を確立し、いくつになっても元気に食べ、会話をする事ができるような環境を整えることによって、生活習慣病の予防とともに、心身ともに健やかで豊かな生活につなげることができます。

歯科口腔保健は、妊娠期にある女性とその家族の理解と関心を深めることに始まり、乳幼児期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまでの、それぞれの時期における特性や健康状態等に応じた適切かつ継続的な施策の実施が必要となります。

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第2条に規定する基本理念にのっとり、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

(6) 8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯科保健活動の推進のための取組をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者等は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第3項に定めるもののほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活におい

て自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（施策の基本的な事項等）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な事項
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な事項
- (3) 乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項
- (4) 学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項
- (5) 妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (6) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項
- (7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (8) う蝕予防のためのフッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進及び個人間におけるう蝕罹患の格差の是正を図るために必要な事項
- (9) 主治の歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたって口腔機能を維持するために必要な事項
- (10) 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見に寄与するために必要な事項
- (11) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策

及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項

- (12) 8020運動や歯と口の健康週間等を活用した、生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な事項
- (13) 市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施並びに歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センター整備の検討その他の歯科口腔保健に関する施策の推進を図るための体制の整備に関し必要な事項
- (14) 災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置の実施に関し必要な事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項を基本とする施策の策定に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歯科口腔保健審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、歯科口腔保健の推進に関し調査審議するため、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歯科医療等業務従事者等
- (3) 保健等業務従事者等
- (4) 公募により募集した市民
- (5) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要と認められる者のうちから、市長が

委嘱し、又は任命する。

- 7 臨時委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該特別の事項の調査審議が終了するまでとする。
- 8 審議会は、第1項に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要と認める重要な事項について、市長に建議することができる。
- 9 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○ さいたま市歯科口腔保健審議会規則

平成25年3月11日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成24年さいたま市条例第93号）第10条第10項の規定に基づき、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を置く調査審議事項を審議する会議にあつては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係のある者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



さいたま市の歯科口腔保健実施状況

資料1

目 標 : 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予定	担当課	条例第8条
妊産期 (胎児期)	・妊娠中の口腔内環境の変化への対応 ・口腔衛生に関する知識の普及啓発 ・丈夫な歯を作るための食生活	○ 出産前教室における妊婦歯科健康診査の実施及びブラッシング指導の充実	出産前教室時、歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士によるブラッシング実習の実施 回数・定員は、各区の実情に応じ設定	回数 受講者数(実数)	67回 919人	65回 1,010人	60回 938人	62回 1,480人	地域保健支援課	(2)(5)
	妊産中の口腔衛生状態の悪化を予防するとともに、児の健全な歯の形成を促進する。	※ 課題 ・受講状況は区によって異なるが、妊婦を対象にしているため、体調不良等による当日キャンセルがあり、予定者数に達しない区もある。このため、妊婦の歯科健康診査も予定数に達していない状況である。 ※ 対応 ・体調不良や仕事などで出産前教室の受講や妊婦の歯科健康診査受診の機会を逃した妊婦に対して出産前教室以外の場においても、広報や他事業等を通して、口腔疾患の予防に対する意識と、それを実践する技術が向上するよう啓発を行っていく。							地域保健支援課	
乳幼児期	・むし歯の予防(乳歯、永久歯) ・間食等に対する食生活指導 ・口腔機能の発達指導 ・歯口清掃の動機づけと確認	○ 乳歯萌出前からのむし歯予防の充実 ※ 萌出:ほうじゅつ(歯が生えること)	平成21年度から、新生児・ハローエンゼル訪問時と10か月児健診票送付の際に、むし歯予防のリーフレット配布	配布数	訪問時配布数10,136件 (新生児訪問6,280件 ハローエンゼル訪問3,856件)	訪問時配布数9,749件 (新生児訪問6,511件 ハローエンゼル訪問3,238件)	訪問時配布数9,695件 (新生児訪問6,680件 ハローエンゼル訪問3,015件)	実施	子育て支援政策課 地域保健支援課	(5)
	○ 1歳6か月児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	11,201人 9,605人 85.8%	10,986人 9,423人 85.8%	10,818人 9,288人 85.9%	実施	地域保健支援課	(2)	
	○ フッ化物塗布	平成18年度から、希望者に対し指定歯科医療機関でフッ化物塗布を実施 1回目:1歳6か月児歯科健康診査受診時 2回目:2歳6か月未満の児(1回目塗布後、6か月間隔が目安)	フッ化物塗布者数 (1回目・2回目合計)	13,607人	13,265人	13,548人	実施	地域保健支援課	(8)	
	○ フッ化物塗布実施率	(1回目のみを計上)	96.2%	96.1%	96.7%	実施	地域保健支援課			
	○ 3歳児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	11,566人 9,178人 79.4%	11,912人 9,416人 79.0%	11,471人 9,169人 79.9%	実施	地域保健支援課	(2)	
	○ 幼児歯科健康診査事後指導の充実	1歳6か月児・3歳児歯科健康診査受診者のうち、むし歯のある児およびむし歯になりやすい生活習慣の児に対し、電話や手紙、来所相談にてフォローを実施	フォロー者数	1歳6か月児 790人 3歳児 1,153人	1歳6か月児 1,001人 3歳児 1,042人	1歳6か月児 1,051人 3歳児 909人	実施	地域保健支援課	(3)	
	○ むし歯予防教室の充実【保健センターで実施の教室】	おおむね1歳から1歳5か月児とその保護者に対し、歯科衛生士がむし歯予防の講話と実習を実施	回数(参加組数)	196回(1,808組)	198回(1,661組)	171回(1,373組)	188回(2,260組)	地域保健支援課	(3)	
	○ むし歯予防教室(市立保育園)の充実	市立保育園において、園児とその保護者、保育士等に、歯科保健指導を各区の実情に応じ実施	回数(参加者数)	134回(4,691人)	125回(4,588人)	123回(4,465人)	105回	地域保健支援課	(3)	
	○ 地区むし歯予防教室の実施	児童センター・公民館・幼稚園等、各施設へ職員(歯科衛生士)を派遣	回数	104回	94回	95回	実施	地域保健支援課	(3)	
	○ 乳幼児施設従事者歯科講習会の充実(保育園等職員歯科研修会)	保育園・幼稚園等職員を対象に歯科に関する講義と実習を実施	回数 受講者数	2回 104人 (市立保育園60園、私立保育園36園、私立幼稚園8園)	2回 84人 (市立保育園58園、私立保育園23園、私立幼稚園3園)	2回 83人 (市立保育園52園、私立保育園28園、私立幼稚園2園、児童相談所1施設)	実施	地域保健支援課	(13)	
	○ 育児相談(乳児期・幼児期)の充実	身体計測とともに育児、栄養、歯科等に関する相談指導を実施	相談者数	1,264人	1,111人	848人	実施	地域保健支援課	(3)	
	○ 離乳食教室の充実	4~5か月の乳児を持つ保護者に対し、管理栄養士と歯科衛生士が栄養、歯科に関する講義を実施	回数 受講者数 (母親の参加者数)	132回 2,898人	132回 2,840人	121回 2,614人	132回 3,384人	地域保健支援課	(3)	
	○ 健康相談・電話相談	各区保健センターで個別歯科相談・電話相談を実施	相談者数	所内相談 1,172人 (妊婦12人・産婦8人・その他56人の相談を含む) 電話相談 83人 (学童6人・その他5人の相談を含む)	所内相談 1,149人 (妊婦9人・産婦13人・その他56人の相談を含む) 電話相談 127人 (学童3人の相談を含む)	所内相談 1,111人 (妊婦23人・産婦47人・その他67人の相談を含む) 電話相談 146人 (妊婦2人・学童4人、その他6人の相談を含む)	実施	地域保健支援課	(1)	
※ 課題 ・幼児歯科健康診査をとおして、むし歯の早期発見及び適切な保健指導につなげるため、受診率を向上させる必要がある。 ・むし歯予防の意識の低い保護者に教室参加をしてもらえるような工夫が必要である。 ※ 対応 ・幼児歯科健康診査の周知を図るため、予防接種書類及び乳幼児健康診査書類の送付時に幼児歯科健診の受診を促すチラシを同封するなど積極的にPRを実施した。また、1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査の受診可能期間中に、未受診者へ受診勧奨を行った。 ・幼児歯科健康診査書類に、実施医療機関一覧に掲載されていない医療機関では市の歯科健診を受診できない旨を記載し、実施医療機関での受診を促した。 ・フッ化物塗布(2回目)の受診者数を増やすため、1歳6か月児歯科健康診査でのフッ化物塗布受診時に2回目の予約案内用紙を渡した。 ・地区むし歯予防教室等を活用し低年齢からのむし歯予防の必要性を啓発した。 ・むし歯予防の意識を高めてもらうため、出産前教室、離乳食教室、育児相談等でむし歯予防教室への参加を促している。 ・地域におけるむし歯危険因子は変化するため、1歳6か月児歯科健康診査の問診項目の回答結果や健診結果等の分析から、むし歯発生に及ぼす影響の強さを定期的に見直ししていく。 ・歯のケアを始める早い段階で教室に参加できるように、保健センターのむし歯予防教室の対象年齢を、各区の実情に応じて引き下げている。							地域保健支援課			

さいたま市の歯科口腔保健実施状況

目 標：生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予定	担当課	条例第8条	
学 齢 期	・むし歯の予防とフッ素の習慣化 ・歯周疾患の予防 ・セルフケアの動機づけ 生涯にわたる歯の健康づくりの基礎をなす重要な時期であり、自分自身でむし歯や歯周疾患予防等の歯の健康管理を行う能力(習慣化行動)が身につくよう支援する。	◎ 歯科健康診断の継続	小中学校においては年2回歯科健康診断を実施 高等学校においては、年1回歯科健康診断を実施	実施	継続	継続	継続	継続	健康教育課	(2)	
		◎ 8020歯の健康教室の継続	市立小学校の1～3年生とその保護者を対象として、歯科医師や歯科衛生士が学校を訪問し歯と口腔の健康づくりに関する指導を実施	実施校 人数	34校 14,879人	35校 12,176人	34校 12,696人	35校 12,800人	健康教育課	(4)	
		◎ 歯科巡回指導の継続	市立小学校の4～6年生を対象として、健康教育課歯科衛生士と埼玉県歯科衛生士会の歯科衛生士が各校3年間に1回の割合で巡回訪問し、歯みがき指導等を実施	実施校 人数	35校 3,367人	34校 3,935人	35校 4,039人	35校 4,000人	健康教育課	(4)	
		◎ 中学校歯の健康指導	希望のあった市立中学校に、歯科衛生士等が訪問し、歯科保健指導を実施	実施校 人数	10校 1,546人	8校 1,155人	10校 1,364人	13校 1,500人	健康教育課	(4)	
		◎ 学校歯科保健コンクールの継続	埼玉県学校歯科保健コンクールの地区審査として継続中央審査において多数の表彰校を輩出	表彰校(県)	36校	35校	34校	実施	健康教育課	(4)	
		※ 課題 ・学校の歯科保健上の課題にあわせ、学校や歯科医師会、歯科衛生士会との連携を強化しながら、指導内容や実施形態の工夫・改善を行う必要がある。 ・中学校においては歯周病予防を中心とした歯科指導の取組を充実させ、高校においては歯科保健の情報提供を行う必要がある。 ・食育と連携した歯科保健事業を拡大する必要がある。 ※ 対応 ・複数学年が合同で指導を受ける実施形態を、希望した学校に対して、学年を分けた形態で、児童の発達段階に応じた指導内容を実施した。	健康教育課								
成 人 期	・歯科衛生思想の普及啓発 ・歯周疾患予防 ・歯の喪失予防 生涯にわたる咀嚼機能が維持できるよう、むし歯や歯周疾患の予防、セルフチェックの定着を促進する。	◎ 歯周病予防教室の充実	歯科医師による講義等及び歯科衛生士による実習 各区保健センターで年1回、計10回実施	受講者数	179人	188人	181人	268人	地域保健支援課	(9)	
		◎ 成人歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数	10,416人	6,635人(※2)	5,356人	実施	地域保健支援課	(2)	
		① 成人歯科健康相談の充実	各区保健センターで個別歯科相談を実施(電話による相談も含む)	相談者数	91人	102人	142人	実施	地域保健支援課	(9)	
		② 歯科健康教室の充実	保健センター主催の生活習慣病予防普及啓発事業等で歯科保健の講義を実施(実習含む)	実施回数(受講者数)	24回 361人	23回 359人	24回 435人	26回 667人	地域保健支援課	(11)	
		③ 地区歯科保健教室の実施	公民館等、各施設へ職員(歯科衛生士)を派遣	実施回数 人数	13回 392人	9回 201人	5回 159人	実施	地域保健支援課	(11)	
※ 課題 ・若年層からの歯周疾患予防対策、セルフチェックとケアの定着化のために、教室の開催方法等の工夫が必要である。 ・生涯にわたる健康づくりの一環として、生活習慣病との関連や、介護予防の視点からも歯科保健は重要であり、各種事業等を通じて市民に普及啓発していく必要がある。 ※ 対応 ・歯周病予防教室は、ターゲットとしたい若年層が参加しやすい教室となるよう、対象を親子としたり、児の同席や託児を設けたり、他の運動教室と合同開催とする等の工夫をした。 ・メタボリックシンドローム予防等の生活習慣病予防普及啓発事業等の教室において、歯科保健の講義を実施した。 ・乳幼児の教育時等で保護者向けに歯周病についてのチラシを作成した。 ・平成30年度より、成人歯科健康診査の内容を見直し、後期高齢者を対象として口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を目的とした口腔機能健康診査を新たに開始した。	地域保健支援課										
※ 1 成人歯科健康診査の受診者数について、28年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合が75歳(平成28年4月1日時点)の被保険者に対して歯科健診を実施し、成人歯科健康診査の対象者から除外したため、人数が減少している。 ※ 2 ライフステージに応じた適切な内容の歯科健康診査を実施するため、30年度から健診内容を見直し、後期高齢者については新たに口腔機能健康診査の対象としたため、成人歯科健康診査の受診者数が減少している。											
高 齢 期	80歳になっても自分の歯を20本以上保有し、食を楽しむよう歯の喪失の防止と咀嚼機能の維持を促進する。	④ 口腔機能健康診査	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数		1,400人	1,217人	実施	地域保健支援課	(6)	
		⑤ 埼玉県後期高齢者医療歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数	1,348人	1,057人	1060人	14106人	年金医療課	(2)	
		⑥ 歯周病予防教室の充実	成人期と同様							(9)	
		⑦ 成人歯科健康相談の充実	65歳以上は介護保険制度の地域支援事業としても実施あり							(9)	
		⑧-① 口腔機能向上教室の充実	二次予防事業対象者に対して、口腔機能向上教室を各区で実施(～22年度1クール3回、23年度～1クール4回)	延回数 実人数	平成28年度で終了	—				いきいき長寿推進課	(6)
		⑧-② 健口教室の充実	65歳以上の方を対象に、各区で1コース4回(歯科衛生士、栄養士による高齢期の栄養・口腔機能について学ぶ)を年2コース実施。(平成29年度は1コース3回・年3コース実施)	実施回数 実人数	90回 435人	80回 343人	80回 328人	未定	いきいき長寿推進課	(6)	
		⑧-③ 健口づくり交流会	健口教室事業の一環として、歯科医師及び歯科衛生士、栄養士による高齢者の口腔機能向上のための摂食・嚥下機能等に関する講演及び参加者による交流会を開催することにより、高齢者の介護予防を推進する。	実施回数 実人数	2回 91人	2回 92人	2回 124人	未定	いきいき長寿推進課	(6)	
		⑨ シニアユニバーシティ等の活用	60歳以上の方を対象に生涯学習のひとつとして「シニアユニバーシティ」を開校 そのカリキュラムの中に「歯と健康」の講座を設けている。	口腔関連講座数	6回	6回	6回	6回	高齡福祉課	(6)	
		⑩ 老人福祉施設等職員向け歯科口腔ケア研修の実施	老人福祉施設等における口腔ケアの定着を図り、高齢者の歯と口腔の健康状態改善に資するため高齢者福祉施設の職員に向けて、歯科医師及び歯科衛生士による、基礎知識と実習を通じた技術習得を内容とした研修を実施する。	実施回数 参加人数	2回 68人	2回 72人	中止	2回 各定員40人	健康増進課 高齡福祉課	(6)	
※ 現状 ・口腔機能健康診査の実施にあたり、健診受診者に対する必要な支援を検討するための一助として、重症化のおそれがある受診者に対して、健診後の実態把握及び必要に応じた支援を実施している。 ※ 課題 ・口腔の健康を維持増進することは誤嚥性肺炎や認知症等の予防に寄与するため、身体の疾病予防のみではなく、口腔機能の維持・向上の重要性を啓発することが重要である。 ・健口教室は区によって申込み状況の差異が大きく、募集に苦慮している区がある。 ・口腔機能健康診査は平成30年度より新たに始めた事業のため、健診の評価及び健診受診者の実態把握をもとに、実施方法などを適宜見直し、体制整備をしていく必要がある。 ※ 対応 ・口腔機能の向上と介護予防の関連を市民に丁寧に周知することで、教室参加者数の向上が期待できると考えられる。 ・歯科健康診査の受診者への周知のために、実施医療機関でも健口教室の案内を配架する。	高齡福祉課 いきいき長寿推進課										

さいたま市の歯科口腔保健実施状況

目 標 : 生涯を通じて自分の歯で食べること

カテゴリ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予定	担当課	条例第8条	
障害者等	・口腔管理状況の改善 ・誤嚥性肺炎の防止 ・障害者歯科保健サービス事業の基準化 ・障害者や寝たきり者等が、それぞれの状態に応じた適切な歯科医療サービスの提供を受けられるなど、歯科疾患の予防管理ができる体制の整備を促進する。	①訪問歯科健康診査	歯科医師会の協力のもと各区保健センターで、40歳以上の在宅療養中の方に対する歯科健康診査と歯科保健指導を実施	受診者数	1人	0人	1人	実施	地域保健支援課	(7)	
		②障害者施設歯科健診の充実	市内障害児・者施設でそれぞれ実施しているが、現状実施できていない施設もある。(把握施設数168)	実施施設数	25	31	40	47	障害支援課	(7)	
		③特殊歯科保健サービス推進支援事業の実施	神経・筋疾患患者と介護者等対象の医療講演会を開催	受講者数	講演会3回 52人	講演会1回 12人 訪問1回1人(実人数)	講演会1回 15人	講演会1回 13組	疾病予防対策課	(7)(13)	
			社会福祉施設職員等が、口腔・歯科保健に対し関心を深め、正しい知識を習得することにより施設利用者の呼吸器感染予防や摂食嚥下機能の改善が図られ、QOLが向上することを目的に講義と実習を実施	受講者数	無	無	無	無	障害者総合支援センター	(7)	
			市内障害者(児)福祉施設等職員に対し、口腔ケアのスキルアップと口腔ケアの推進を目的とした研修会の実施	実施回数 参加人数		1回 18人	1回 26人	1回 定員40人	健康増進課	(7)	
		④障害者歯科相談医制度の推進	埼玉県障害者歯科相談医制度の見直しによる主任相談医の設置 さいたま市歯科医師会と障害者歯科のスムーズな受診連携と安心感のあるメンテナンス体制の維持	実施	継続	継続	継続	継続	障害支援課	(7)	
≪課題≫ ・聴病患者や障害者、寝たきり者等が歯科保健に関する情報やサービスを受けられる体制づくりが必要 ≪対応≫ ・事業をとおして、口腔ケアの重要性が高い市民に対応した。									疾病予防対策課 障害支援課 地域保健支援課		
啓発事業	・市民の歯科保健に対する関心を深める ・効果的な啓発活動を行う	⑤啓発冊子の作成	パンフレットを作成し、保健所・保健センター等を通じて配布	作成状況	配布	配布	配布	配布	健康増進課	(1)	
		⑥歯と口の健康週間実施事業の充実(平成23年度まで「歯の衛生週間」)	歯・口の健康に関する図画・ポスター展等を実施	実施状況	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	健康教育課	(1)(12)	
			歯と口の健康週間関連事業の実施		市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	地域保健支援課		
		⑦各種イベント等における啓発の充実	各区の健康まつりや区民まつり等で歯科保健に関する啓発を実施	実施状況	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	地域保健支援課	(1)
		⑧市報、ホームページの活用	市報やホームページに記事の掲載 食育・健康なびへの掲載	実施状況	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	地域保健支援課 健康増進課	(1)
≪課題≫ ・市民に様々な媒体を通じて歯科保健に関する情報提供を行う必要がある。 ≪対応≫ ・市ホームページ、食育・健康なび、広報等により、歯科健診や歯と口の健康週間の周知、歯の健康についての啓発、歯科健康診査の受診状況や口腔がん、誤嚥性肺炎予防に関する情報を掲載した。 ・区民まつりや健康まつりにおいて、歯科関連パンフレットの配布等を実施した。									地域保健支援課		
人材の確保	・質の高い歯科保健サービスの提供	⑨歯科医師の配置	保健所及び健康増進課に非常勤歯科医師を配置	医師数	1人	1人	2人	2人	地域保健支援課 健康増進課 健康教育課	(15)	
		⑩きめこまかい歯科保健サービスの提供	④歯科衛生士の配置	保健所及び各区保健センター・健康教育課・健康増進課に配置	歯科衛生士数	13人	12人	13人		13人	(15)
		≪課題≫ ・各所属の歯科衛生士が連携し、市内の歯科保健の状況を的確に把握する。 ・歯科保健の専門性の強化をして、地域の歯科医師と連携する。									地域保健支援課

令和元年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況（関係団体:さいたま市歯科医師会）

資料2

目 標：生涯を通じて自分の歯で食べる

ライフ ステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	関係機関
乳幼児期	出産準備クラス	自治医大で開催されているさいたま市歯科医師会事業に協力	妊産婦			大宮歯科医師会
	市立保育園歯科検診	市立保育園での歯科健診および講話等	保育園児と保護者			大宮歯科医師会
	出産前教室		妊婦	西区4月17日、6月20日、8月23日、 10月17日、12月19日、2月19日、 北区5月15日、6月12日、8月28日、 9月18日、11月12日、12月11日、 2月19日、3月11日 大宮区4月17日、7月19日、9月11日、 12月11日、2月21日 見沼区5月14日、7月17日、9月6日、 11月12日、1月15日		大宮歯科医師会
	1歳6か月児、3歳児健診事業	対象の幼児とその保護者の方に対する歯科保健	1歳6か月児、3歳児とその保護者	各歯科医院		さいたま市
学齢期	歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 展示、表彰	さいたま市内児童・生徒のポスターのうち入賞作品を展示、 表彰を行う	さいたま市内小・中学校児童生徒	ポスター展示10月25～27日、 表彰式10月27日		さいたま市教育委員会
	歯・口に関する図画ポスターコンクール	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内児童・生徒のポスターを 募集、表彰	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小・ 中学校児童生徒			浦和歯科医師会 さいたま市教育委員会 与野歯科医師会
	歯・口に関する図画ポスターコンクール	中央区内小・中学校児童・生徒のポスターを募集	中央区内小・中学校児童・生徒	6月20日		さいたま市教育委員会 浦和歯科医師会 さいたま市教育委員会 与野歯科医師会
	歯・口に関する標語コンクール	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小・中学校より各校1点の 標語作品を募集	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小・ 中学校児童生徒			浦和歯科医師会 さいたま市教育委員会
	歯・口に関する標語コンクール	中央区内小・中学校より各校1点の標語作品を募集	中央区内小・中学校児童・生徒	6月20日		与野歯科医師会 さいたま市教育委員会
	8020歯の健康教室学級バージョンの展開、 実施	希望のあった浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区の小・中学校に 対して、歯科保健指導を行う	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小・ 中学校児童生徒	19校		浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会 さいたま市教育委員会
	8020歯の健康教室学級単位指導	中央区内小学校において実習を通して口腔内の健康の維持・増進 には本人の努力が必要であることを理解してもらう	中央区内小学校児童	2校		与野歯科医師会 さいたま市教育委員会
	8020歯の健康教室(学級バージョン)	小学校における歯科保健に関する講話	児童・教職員・父兄	5月30日、12月19日、1月30日		大宮歯科医師会
	8020歯の健康教室	小学校における歯科保健に関する講話	児童・教職員・父兄	7月4日、7月11日、9月4日、 9月5日、10月3日、10月10日、 10月17日、10月31日、11月7日、11 月28日、12月5日、12月12日		大宮歯科医師会
	8020歯の健康教室	中央区内小学校における歯科指導	中央区内小学校児童	3校		与野歯科医師会 さいたま市教育委員会
	学校歯科検診	小・中学校における歯科健診	市立の小・中学校の児童生徒			大宮歯科医師会
	学校歯科検診	中央区内小・中学校における歯科健診	中央区内市立小・中学校児童・生徒			与野歯科医師会
	学校保健委員会	学校保健委員会での歯科保健	教職員、父兄			大宮歯科医師会
	成人期	市民のための健康教室 I	口腔機能向上に関する講話	市民	3月1日 - 中止	
市民のための健康教室		口腔がん検診と、口腔の健康に関する講話	市民	11月10日	41人	大宮歯科医師会 明海大学歯学部
成人歯科検診		さいたま市が実施する40歳から74歳の歯科健診と保健指導	市民			浦和歯科医師会 大宮歯科医師会 与野歯科医師会
歯周病予防教室		桜区・浦和区・岩槻区・南区・緑区それぞれがサブタイトルを 考え、講習会を行なう		計5回		浦和歯科医師会 各区保健センター
歯周病予防教室		歯周病予防に関する講話	市民	8月5日、9月1日、9月26日 10月9日		大宮歯科医師会 各区保健センター
歯周病予防教室		歯周病予防教室において口腔チェック	市民	1回		与野歯科医師会 各区保健センター
出産前教室		妊婦に対する口腔チェック	妊産婦	8回		与野歯科医師会 各区保健センター
出産前教室歯科健診事業	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内の妊婦を対象に歯科健診 と保健指導を行なう		計30回		浦和歯科医師会	

ライフ ステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	関係機関	
高齢期	8020よい歯のコンクール	8020達成者を対象に審査会を開催し、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦 会員診療所、各地区民生委員より8020達成者の推進者を募り、審査会を開催し、参加者を表彰、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦 8020達成者を対象に審査会を開催し、参加者を表彰、記念品贈呈、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦	80歳以上で20本以上の歯を有する方		15人	浦和歯科医師会	
	8020よい歯のコンクール	口腔内検査と歯と口の健康に関する講話および対象者の表彰	市民	7月4日	45人	大宮歯科医師会	
	8020よい歯のコンクール	会員診療所、各地区民生委員より8020達成者の推薦を募り審査会を開催し、参加者を表彰、記念品贈呈、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦 「きりしき」入所者で8020達成者の推薦を募り表彰	80歳以上で20本以上の歯を有する方			与野歯科医師会	
	包括医療およびケア実践のための多職種連携協議	多職種と連携し、地域包括ケアシステムを推進する	歯科医師・歯科衛生士・関連職種		1月18日、2月8日、2月15日、2月29日		大宮歯科医師会
	口腔機能向上教室	口腔機能の維持向上に関する講話と運動等	市民		9月3日、10月17日、1月9日、2月6日		大宮歯科医師会
	口腔機能向上フォローアップ教室	口腔機能向上教室受講者のフォローアップを行う事業	口腔機能向上教室受講者			延べ263人	さいたま市歯科医師会
	健口づくり交流会	高齢者の口腔機能向上のための摂食・嚥下機能に係る講演や参加者同士の学び合いの機会となる交流会	さいたま市健口教室参加者、さいたま市65歳以上で講演に関心のある方		2回	95人	さいたま市歯科医師会 いきいき長寿推進課
口腔ケア 特別養護老人「きりしき」	口腔ケア及び歯科検診	施設入所者		年12回		与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
障害者等	歯科指導 大崎むつみの里(児童学園・就労継続・生活介護)・第1やまぶき・槻の木・さくら草学園・療育センターさくら草 要介護高齢者および障害者の口腔ケア	歯科健診と保健指導 障害者の訪問ケア・社会福祉事業団施設およびひまわり学園における口腔の健康に関する講話とフッ化物応用	各施設入所者 要介護高齢者・障がい児者	7か所 4月23日、5月28日、10月22日		浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
	障がい児者における摂食訓練と口腔ケア研修	関連職種のスキルアップをはかり、口腔保健センターと連携し、障がい児者および要介護高齢者の口腔ケアや摂食機能訓練に関する研修	障害者歯科相談医・歯科衛生士・関連職種	3月7日	20人	大宮歯科医師会 埼玉県口腔保健センター さいたま市手をつなぐ育成会	
	・歯科健診 つばさ作業所(本部・分場)	歯科健診	各施設入所者	7月18日、9月12日		与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
	口腔ケア及び歯科健診 かやの木作業所、みずき園、杉の子園	口腔ケア及び歯科健診	各施設入所者	6月27日、7月18日、9月26日		与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
啓発事業	歯の健康に関する図画ポスター展	歯と口の健康に関するポスターを通してその大切さを理解してもらおう	児童生徒および市民	10月26日～28日展示 10月28日表彰式		さいたま市歯科医師会	
	歯と口の健康に関するポスター展(大宮)	歯と口の健康に関するポスターを通してその大切さを理解してもらおう	児童生徒および市民	5月24日～5月26日そごう展示 5月26日ソニックシティホール棟 国際会議室で表彰式	120人	大宮歯科医師会 市内保育園幼稚園小中学校	
	区民まつり 区民祭りへの参画	区民まつりに参画し、歯科保健の大切さを周知 区民まつりでの歯科医師会ブースにおいて、口腔機能検査をおこない口の健康に対する市民の啓発	市民 区民まつりへの来場者	11月3日 北区 5か所		大宮歯科医師会 浦和歯科医師会 各区保健センター	
	市民フォーラム	東京歯科大学教授 柴原孝彦先生を講師として招き、「これって... がんなの? ～口腔がん～」について講演を実施	一般市民	7月29日	100人	与野歯科医師会	

令和元年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況（関係団体:さいたま市社会福祉事業団）

目 標：生涯を通じて自分の歯で食えること

ライフ ステージ	施設名	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	関係機関	
乳幼児期	三橋児童センター	歯みがき指導講座	乳幼児期の歯みがきの重要性を学び、楽しく上手に磨く方法を教わると同時に、母親の悩みや疑問を解決する。(歯科衛生士による講話方式)	乳幼児とその保護者 20組	1回 6月14日(金)	乳幼児 16人 保護者 15人	大宮区保健センター	
	植竹児童センター	大宮歯科衛生士専門学校生徒さんによる歯みがき指導	歯科衛生士養成専門学校の生徒による刷掃指導の実習	幼児と保護者	年1回(11/28)	幼児 10人 保護者10人		
	天沼児童センター	歯科衛生士講話	歯科衛生士による保護者向け講話(こどものおくちのケアとママのためのフェイスストレッチ)		未就園児とその保護者	1回(6/6)	乳幼児 3人 保護者 3人	大宮区保健センター
		刷掃指導実習	学生による紙芝居の読み聞かせを通して、幼児と保護者が歯磨きに興味をもつきっかけの場を提供する。専門学校教員の指導のもと、学生による歯磨き指導を実際に行い、仕上げ磨きのポイントを保護者に伝える。	概ね1歳以上の幼児とその保護者	1回(11/27)	幼児 7人 中学生 4人 保護者 7人	大宮歯科衛生士専門学校	
	宮原児童センター	なし						
	植水児童センター	「ピカピカの乳歯を守るために」歯みがき講座	乳歯・永久歯についての知識を深め、正しい歯みがきの方法を知る。(西区保健センター歯科衛生士による講話)	乳幼児とその保護者	1回 5月20日(月)	幼児 4人 保護者 4人	西区保健センター	
	本郷児童センター	なし						
	片柳児童センター	ヨチヨチひろば	歯が生えてきた1歳児を対象に歯の模型を使用した。歯みがき指導と虫歯予防の資料配布 また、紙芝居で利用者に歯の大切さを説明。	1歳児とその保護者	1回 5月15日(水)	幼児 12人 保護者12人	見沼区保健センター	
	春野児童センター	なし						
	馬宮児童センター	歯みがき指導	歯科衛生士による講話。乳幼児期の虫歯予防の大切さについて、配付資料を用いた話を聞く機会とする。 また、事前に保護者にアンケートを実施し、歯みがきに関する悩みや疑問を集め、講師が回答する時間を作り歯科衛生士に関する意識を深める機会とする。	1歳児とその保護者	1回 10/8(火)	幼児 16人 保護者13人	西区保健センター	
	文蔵児童センター	歯みがき指導	歯科栄養士による乳幼児親子の歯みがき指導	乳幼児とその保護者	1回 6/21 2/28	幼児 18人 保護者17人 新型コロナウイルスの影響により中止	南区保健センター	
	浦和別所児童センター	なし						
	与野本町児童センター	歯みがき指導	歯科衛生士による講話 個別指導	乳幼児・保護者	2回 5/21 1/28	乳幼児 17人 保護者 17人	中央区保健センター	
	向原児童センター	親子であそぼう2才「歯みがき講話」	歯科衛生士による虫歯予防の話と仕上げ磨きの指導		2歳児の親子、受講を希望する未就園児親子	5月23日(木)	乳幼児 9人 保護者 9人	中央区保健センター
		親子であそぼう1才「歯みがき講話」		1歳児の親子、受講を希望する未就園児親子	2月5日(水)	乳幼児 11人 保護者 11人		
	大戸児童センター	歯みがき指導	歯科衛生士による乳幼児向け歯みがき指導	乳幼児・保護者	2回(7/10・2/14)	乳幼児 29人 保護者 27人	中央区保健センター	
	大久保東児童センター	はっぴいたいむ2.3.4	歯科衛生士による講話、個別相談		2歳以上の幼児とその保護者	1回(5/29)	幼児 6人 保護者5人	桜区保健センター
		すくすくサロン	歯科衛生士による講話、個別相談		乳児とその保護者	1回(10/10)	幼児 18人 保護者18人	
	岩槻児童センター	歯みがき指導	歯科衛生士による虫歯予防の講話と歯みがき指導	乳幼児・保護者	1回(6/25)	幼児 12人 保護者12人	岩槻区保健センター	
	仲本児童センター	なし						
尾間木児童センター	歯みがき指導	歯科衛生士による歯みがき指導	乳幼児とその保護者	1回(6/5)	乳幼児17人 保護者16人	緑区保健センター		

ライフ ステージ	施設名	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	関係機関
高齢期	グリーンヒルうらわ	なし					
	楓寿苑	なし					
	和楽荘	なし					
	いこい荘	健康講座	口腔内の衛生と歯の磨き方についての講話及び実践。	高齢者	1回(11/2)	12人	中央区保健センター
	寿楽荘	なし					
	東楽園	なし					
	あずま荘	なし					
	しもか荘	なし					
馬宮荘	なし						
障害者	大崎むつみの里	歯科検診,ブラッシング指導	歯科医師による健診 歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者(就労移行支援、就労 継続支援B型)	1回(11/28)	23人	浦和歯科医師会 埼玉県歯科医師会
				利用者(生活介護)	1回(12/19)	42人	
	春光園けやき	歯科健診・ブラッシング指導	歯科医師による健診 歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者・家族	1回(7/11)	利用者 70人 家族 22人	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
				利用者・家族	1回(11月14日)	利用者 62人 家族 15人	
	春光園うえみず	歯科検診	歯科医師による検診	利用者・家族	1回(7月11日)	14人	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
		歯科検診 ブラッシング指導	歯科医師による検診 歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者・家族	1回(11月14日)	15人	
	楓の木	歯科検診 ブラッシング指導	歯科医師による検診 歯科衛生士による口腔ケア実践	利用者・家族	1回(12/12)	利用者 23人 家族 4人	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	楓の木第1やまぶき	歯科検診 ブラッシング指導	歯科医師による検診 歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者	1回(12/5)	利用者14人	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	楓の木第2やまぶき	歯科検診 ブラッシング指導	歯科医師による健診、歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者・家族	1回(12/12)	利用者4人	浦和医師会・埼玉県歯科衛生 士会浦和支部
	日進職業センター	歯科健診	歯科医師による検診	利用者・家族	2回 9/12	47人	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
		歯科健診及びブラッシング指導	歯科衛生士による口腔ケア実践		2/27	42人	
	かやの木	歯科検診	歯科検診及びブラッシング指導	利用者	1回(9/26)	利用者18名	与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	大砂土デイサービスセンター	なし					
みずき園	歯科検診,ブラッシング指導	歯科医師による検診及び歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者、家族	1回(7/18)	利用者11人 家族参加なし	与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
みのり園	なし						
大崎むつみの里 (第2事業所)	歯科検診,ブラッシング指導	歯科医師による検診 歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者	10月24日	24人	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
療育センター	歯科検診・ブラッシング指導	歯科医師による検診及び歯科衛生士によるブラッシング指導(希望者にフッ素塗布)	園児・保護者	1回	すみれ園 12人 たんぼぼ園25人	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
さくら草学園	歯科検診・ブラッシング指導	歯科医師による検診及び歯科衛生士によるブラッシング指導(希望者にフッ素塗布)	園児・保護者	1回(6/6)	14人	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
杉の子園	歯科検診・ブラッシング指導	歯科医師による検診 歯科衛生士によるブラッシング指導	通園、母子グループ	1回(6/27)	通園児22人	与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
	フッ素説明会	フッ素について歯科医師から説明	通園児の保護者	1回(5/16)	保護者13人	大宮歯科医師会	
はるの園	歯科保健事業	歯科健診及びフッ素塗布の指導	通園児 34名	2回(6/13・12/12)	通園児のべ46人	大宮歯科医師会	
	給食後の歯磨き	給食後の歯磨き指導及び仕上げ磨き	通園児 28名	給食実施日	通園児28人	大宮歯科医師会	
	フッ素塗布	週2回給食後の歯磨きの後のフッ素塗布	通園児 28名	月・木・週	通園児28人	大宮歯科医師会	
母子	けやき荘	なし					

## 令和元年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況（関係団体：埼玉県歯科衛生士会）

目 標：生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフ ステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	関係機関
乳幼児期	しらかば・大宮・大宮なみき・大宮白百合・大和田・こぼと各幼稚園	歯科保健指導	幼稚園児	8回	1175人	幼稚園
	総合療育センターひまわり学園	フッ化物洗口事業	乳幼児	2回	73人	大宮歯科医師会
学齢期	下落合・大戸・仲町・常盤・木崎各小 放課後児童クラブ	歯科保健指導	児童	5回	188人	学童保育所
	小学校・中学校・特別支援学校	学校歯科保健指導主催事業		4回	443人	学校
	小学校・中学校	学校歯科保健指導協力事業	児童	45回	8549人	さいたま市教育委員会
	小学校・中学校	学校歯科保健指導受託事業	児童	74回	15747人	さいたま市教育委員会
成人期	なし					
高齢期	「ご近所で健康づくり！出前講座」見沼区	口腔ケア等についての講義	高齢者	4回	108人	さいたま市
	さいたま市健口教室 10区	口腔ケア教室・口腔体操	高齢者	40回	564人	さいたま市
	さいたま市健口づくり交流会	口腔ケア教室・口腔体操	高齢者	2回	125人	さいたま市
	緑・中央・岩槻・見沼・桜・北各区 フォローアップ教室	口腔機能向上教室のフォローアップ	高齢者	12回	265人	さいたま市歯科医師会
	特別養護老人施設 きりしき	口腔ケア及び健診	高齢者	11回	449人	与野歯科医師会
	浦和短期大学部介護福祉課	口腔ケアについて	短期大学1年生および教員	1回	26人	浦和短期大学部
	通所介護施設ひだまり	口腔ケアについて	高齢者	18回	111人	ひだまり介護支援センター
障害者等	かやの木作業所・みずき園・杉の子学園	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	3回	51人	与野歯科医師会
	むつみの里児童学園・大崎むつみの里	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	4回	131人	浦和歯科医師会
	槻の木	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	1回	27人	浦和歯科医師会
	第一やまぶき、第二やまぶき	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	2回	41人	浦和歯科医師会
	療育センターさくら草、さくら草学園	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	3回	89人	浦和歯科医師会
	春里どんぐりの家	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	3回	38人	(社福)埼玉聴覚障害者福祉会
	総合療育センターひまわり学園・春光園・日進職業センター	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	45回	453人	大宮歯科医師会
	障がい者施設職員に対する口腔ケア研修会	口腔ケア講義・実習	さいたま市指定障害者(児)施設職員	1回	26人	さいたま市
	障がい者支援施設しびらき	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	2回	28人	社会福祉法人邑元会
啓発事業	よい子の歯のポスターコンクール表彰式	歯と口の健康に関する図画	児童	1回	80人	大宮歯科医師会
	親子の健康フェスティバル	健康づくりの啓発及び促進	市民	1回	300人	大宮歯科医師会



## さいたま市歯科口腔保健推進計画目標指標一覧

## 数値目標の推移

†平成24年度、‡平成26年度のデータ(ベースライン)

※ヘルスプラン21(第2次)の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	データベース	H25年度 (ベースライン)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4 (目標値)	備考	担当課		
歯科疾患の予防	健全な歯・口腔の育成 (乳幼児期)	3歳児歯科健康診査でむし歯のない幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	84.5%	84.2%	86.4%	87.1%	87.6%	88.5%	90.5%	90.0%※		地域保健支援課		
		3歳児で2回以上のフッ化物塗布を受けている幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	56.0%	56.1%	57.7%	56.8%	57.9%	59.2%	60.6%	増やす※		地域保健支援課		
	口腔状態の向上 (学齢期)	12歳児でむし歯のない生徒の割合	中学1年生	学校歯科健康診査	71.6%	71.90%	76.10%	71.80%	76.90%	79.30%	80.65%	80.0%		健康教育課		
		【モニタリング】 中学生・高校生における歯肉に炎症所見(歯周疾患)を有する生徒の割合	中学生 高校生	学校歯科健康診査	2.7%	2.90%	2.30%	3.20%	2.98%	2.74%	2.86%	—		健康教育課		
		12歳児1人平均DMF歯数	中学1年生	学校歯科健康診査	0.66本	0.68本	0.54本	0.59本	0.50本	0.44本	0.42本	0.40本		健康教育課		
		小学生・中学生・高校生における歯・口の負傷件数	小学生 中学生 高校生	スポーツ振興センターの申請件数	255件	259件	259件	251件	307件	269件	258件	200件		健康教育課		
	歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持 (成人期・妊娠期)	かかりつけ歯科医を持っている人の割合	20歳以上	H26市民意識調査 (H28健康に関する調査)	81.0%‡	81.0%			69.7%				81.0%		健康増進課	
			40歳代における進行した歯周炎(CPI3以上)を有する人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	34.8%	37.7%	36.6%	44.2%	43.4%	44.9%	40.8%	減らす※		地域保健支援課	
		40歳の未処置歯を有する人の割合	40歳	成人歯科健康診査	40.6%	37.7%	40.5%	32.8%	33.4%	33.0%	37.4%	35.0%			地域保健支援課	
			【モニタリング】	40歳男性	成人歯科健康診査	55.7%	46.3%	44.2%	33.1%	37.2%	45.0%	45.3%	—		地域保健支援課	
		歯間清掃用具を使用する人の割合	40歳女性	成人歯科健康診査	35.9%	34.7%	39.2%	32.6%	32.0%	29.1%	34.5%	—			地域保健支援課	
			40歳	成人歯科健康診査	63.2%	61.9%	67.1%	61.8%	66.0%	65.5%	68.6%	70.0%			地域保健支援課	
			40歳代男性		31.1%‡				38.8%				40.0%		健康増進課	
			50歳代男性	健康についての調査	36.5%‡				30.1%						健康増進課	
			40歳代女性		50.4%‡				52.8%				60.0%		健康増進課	
			50歳代女性		55.3%‡				57.8%						健康増進課	
		定期的に歯石を取ってもらっている人の割合	40歳代男性		15.1%				23.1%					30.0%		健康増進課
			50歳代男性	健康についての調査	25.2%‡				29.4%							健康増進課
	40歳代女性			39.3%‡				40.0%					50.0%		健康増進課	
	50歳代女性			42.2%‡				36.4%							健康増進課	

† 平成24年度、‡ 平成26年度のデータ(ベースライン)

※ ヘルスプラン21(第2次)の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	データベース	H25年度 (ベースライン)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4 (目標値)	備考	担当課
歯科疾患の予防	歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持 (成人期・妊娠期)	40歳代で喪失歯のない人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	81.7%	82.2%	83.1%	84.8%	85.7%	86.3%	89.4%	増やす※		地域保健支援課
		過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合	20歳以上	健康についての調査	23.6%†			28.0%				55.0%※		健康増進課
		歯科検診を行っている事業所の割合	事業所	事業所調査	19.5%					19.5%			増やす	健康増進課
		事業所の歯科検診実施者数(労働安全衛生法第66条第3項の規定による)	さいたま労働基準監督署内	規模別業種別定期健康診断結果実施状況報告	1,126人	1,181人	2,035人	754人	1,190人	1,126人	1,341人	増やす		健康増進課
歯科疾患の予防	歯の喪失の防止 (高齢期)	60歳代における進行した歯周炎(CPI3以上)を有する人の割合	60歳代	成人歯科健康診査	49.8%	49.6%	48.4%	55.5%	54.7%	50.6%	45.8%	減らす※		地域保健支援課
		60歳の未処置を有する人の割合	60歳		25.3%	30.4%	24.5%	23.7%	18.1%	19.9%	23.0%	15.0%		地域保健支援課
		【モニタリング】	60歳男性	成人歯科健康診査	29.0%	36.2%	21.5%	22.9%	12.5%	32.6%	23.5%	—		地域保健支援課
			60歳女性		23.5%	27.7%	26.0%	24.0%	20.7%	14.8%	22.8%	—		地域保健支援課
		歯間清掃用具を使用する人の割合	60歳	成人歯科健康診査	75.2%	72.3%	73.5%	75.7%	76.8%	75.5%	78.4%	80.0%		地域保健支援課
		60歳代で24歯以上自分の歯を有する人の割合	60歳代	成人歯科健康診査	76.6%	77.5%	78.8%	79.5%	81.1%	83.0%	84.4%	増やす※		地域保健支援課
		80歳代で20歯以上自分の歯を有する人の割合	80歳代	成人歯科健康診査	60.9%	61.5%	65.9%	64.0%	68.0%	71.5%	73.5%	増やす※		地域保健支援課
生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	口腔機能の獲得 (乳幼児期及び学齢期)	3歳児で不正咬合等が認められる幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	12.6%	13.1%	13.3%	13.8%	13.0%	12.3%	14.1%	10.0%		地域保健支援課
		噛みごたえのある食べ物(肉・野菜など)を食べている幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査(問診項目)	91.4%	91.9%	92.8%	92.9%	92.8%	92.4%	92.8%	増やす		地域保健支援課
	口腔機能の維持・向上 (成人期及び高齢期)	60歳代における咀嚼良好者の割合	60歳代	健康についての調査	69.8%†			69.6%				80.0%※		健康増進課
		口腔機能の維持・向上の普及啓発事業	65歳以上	一般介護予防事業 健口教室の参加者数						343人	328人	—	モニタリングをして動向確認	いきいき長寿推進課
定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健	定期的な歯科検診・歯科医療の推進(障害者(児))	障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数	施設	障害支援課歯科検診実施状況調査	28施設	29施設	39施設	26施設	25施設	31施設	40施設	89施設		障害支援課
	定期的な歯科検診・歯科医療の推進(要介護高齢者)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施数	施設	介護保険課歯科検診実施状況調査	39施設	39施設	32施設	43施設	51施設	63施設	53施設	75施設		介護保険課
		口腔機能向上教室の充実	要支援対象者	いきいき長寿推進課歯科検診実施状況調査	317人	289人	218人	192人	29年度から終了	—	—	—		平成29年度から一般介護予防事業として新たに健口教室を開催
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	歯科口腔保健の推進体制の整備	災害時の対応マニュアルの作成	—	—	未作成			情報伝達経路の確認		作成		(作成済)		
		口腔保健支援センターの設置	—	—	未設置							設置	(設置済)	

## 令和 2 年度障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について

## 1 経緯

これまで、歯科口腔保健審議会や作業部会等で障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科口腔保健の推進について協議を重ねてきた。また、障害者(児)施設・高齢者施設における歯科口腔保健状況アンケート調査を行った結果、口腔ケアを実施していない施設があり、口腔ケアに関する研修希望の意見もあった。これらの結果を踏まえ、平成 28 年度より市内高齢者福祉施設職員向け研修、平成 30 年度より市内障害者(児)福祉施設職員向け研修を実施している。講義と実習による研修実施方法は参加者の満足度が高く、研修効果も期待できるが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況から口腔ケア実習の飛沫感染及び接触感染のリスクを鑑み、今年度は集合研修ではなく施設に対して、口腔ケアについての書面による研修を行うこととする

## 2 目的

施設職員の口腔ケアのスキルアップ及び意識の向上を図り、事業所内での口腔ケア実施を推進する

## 3 対象

- ・市内障害者支援施設及び障害児入所施設職員
- ・市内介護老人福祉施設及び介護老人保健施設職員

## 4 内容

- ・各施設に対して口腔ケアの実施状況と新型コロナウイルス感染症の影響  
また、口腔ケア実施時の困りごとについてアンケート調査を行い、現状分析を行う
- ・施設に対して口腔ケアに関するリーフレット、Q&A集を送付する  
また、Q&A集で対応できない困りごとについては、施設ごとに相談に応じる

## 5 スケジュール

令和 2 年 8 月	アンケート実施
9 ~ 1 0 月	アンケート集計・分析
1 1 ~ 1 2 月	各施設に向けリーフレット、Q&A集の送付、必要に応じて施設へ電話やメールによる個別対応実施
3 月	施設に向け、現在の口腔ケア実施状況の確認
令和 3 年度	第 1 回歯科口腔保健審議会での研修結果報告

## 障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について

【作成目的】 障害のある方々が身近な地域で安心して歯科口腔保健の診療を受けることができるよう埼玉県障害者歯科相談医が在籍している歯科医療機関の情報を提供するもの。

【改定時期】 令和3年度に作成し配布  
令和3年度当初から素案作成に着手できるように令和2年度から作成準備を行う。

### 【スケジュール】

令和2年7月	歯科口腔保健審議会にて改訂報告
8、9月	情報シート作成
10～12月	情報シート修正
令和3年1月	歯科口腔保健審議会にて情報シート確認依頼
2月	各歯科医療機関に情報シート送付
3月	情報シートとりまとめ
4月～	ガイドブック素案作成
6月、7月	障害者協議会にて素案確認依頼 相談医に原稿確認依頼
7、8月頃	歯科口腔保健審議会にて素案確認依頼
10月頃～	ガイドブック配布